

独立行政法人の中（長）期目標の策定について【抜粋】

平成 30 年 11 月 29 日

独立行政法人評価制度委員会決定

1 平成 30 年度の委員会活動の概要（略）

2 平成 30 年度末に中（長）期目標期間が終了する法人が直面する政策課題等について

今年度の調査審議を進めてきた結果、平成 30 年度末に中（長）期目標期間が終了する法人は、地方に多数の拠点をもつ、また、地域経済の活性化・イノベーションの創出・災害対応等に重要な役割を果たすことが求められている法人が多く、こうした法人が共通して直面する政策課題として以下①、②が特に重視されるべきであるとの認識に至った。

- ① ICT 機器の爆発的な普及や、AI、IoT 等の社会実装が進む中、社会のあらゆる場面でデジタル革命が進んでおり、膨大なデジタルデータが新しい価値を生み出す時代となった今日の環境変化に対し、迅速かつ的確に対応するために、組織や業種等の壁を越えて、技術やノウハウ、人材等を組み合わせて新たな価値を創造する「オープンイノベーション」を推進することが急務となっている。
- ② 人口減少社会の到来により、人材確保やノウハウ継承が困難となっている分野（特に、災害対策（予防・減災）、復旧・復興支援、地域における経済活性化、ICT 人材の育成など）の課題がますます深刻化している。

法人が直面するこうした様々な政策課題を解決するとともに、社会実装につながる成果を出していくためには、平成 29 年委員会決定で示したとおり、国の行政の一部として政策実施に大きな役割を担う法人がその専門性・人材面での強みを最大限発揮して、各府省、他法人や地方公共団体、民間部門との分担と協働を進める視点がますます重要になってきていることを再認識した。

3 中（長）期目標の策定に当たって

「2」を踏まえて、平成 30 年度末に中（長）期目標期間が終了する法人の次期中（長）期目標を策定するに当たって留意いただきたい事項を、以下のとおりとりまとめた。

次期中（長）期目標の策定に当たっては、主務大臣から法人に方針を伝達するだけでなく、政策の実施機関である法人からも、主務大臣に対し、各地域の現場の「気づき」を迅速に提言することも必要である。主務大臣は、こうした点にも配慮して、法人の長と十分に意見交換を行った上で、平成 29 年委員会決定を含む委員会でのこれまでの調査審議のほか、以下①、②を踏まえ、次期中（長）期目標を検討いただきたいと考える。

① 「2」で示した法人が直面する政策課題の解決のために、各法人がその専門性・人材面での強みをいかし、特に、地域の地方公共団体、非営利法人、民間企業等を支援する役割を積極的に担うことを目標に盛り込むことを検討してはどうか。

② 今後の時代の変化を見据え、法人は自身の強み・リソースを客観的に分析した上で、ICTなどの社会が求める専門人材を戦略的に育成するなど、法人自身の強み・リソースを更に伸ばす取組を推進することを目標に盛り込むことを検討してはどうか。その際、法人単独での事務・事業の実施に限らず、法人自身に足りないものについては、ベンチャー企業等を含む外部の活力をいかすことや、府省の枠を越えて他の団体との協働体制を確立・強化することなども併せて検討いただきたい。

①、②に関連して、平成30年度末に中（長）期目標期間が終了する法人ごとに、目標に明確に盛り込むことを検討していただきたい具体的項目は別紙のとおりである。

4 今後の取組（略）

（別紙）

【独立行政法人医薬品医療機器総合機構】

（留意事項）

医薬品等の審査の迅速な処理にあたり、安全対策の一層の質の向上に取り組むことを目標に盛り込んでどうか。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2018」においては、医療情報データベース(MID-NET)をクリニカル・イノベーション・ネットワーク(CIN)と連携させ、治験・臨床研究・安全対策等に活用することとされている。このため、関係機関と連携することや個人情報適切な取扱いを確保することを目標に盛り込んでどうか。

さらに、法人の組織規模が拡大する中で、将来にわたって業務のパフォーマンスを発揮するため、透明性を確保しつつ、適切な法人運営が可能となるような組織基盤(ガバナンス体制)を構築することを目標に盛り込んでどうか。

（背景事情等）

- ・ 「日本再興戦略2013」（平成25年6月14日閣議決定）、「未来投資戦略2018」では、革新的医薬品・医療機器、再生医療製品の実用化を促進することが求められている。
- ・ 法人においては、医薬品等の審査の的確かつ迅速な処理について、先駆け審査指定制度や条件付早期承認制度の円滑な運用を実施してきたところ。
- ・ また、「経済財政運営と改革の基本方針2018」により、経済・財政一体改革の中で社

会保障は重点分野と位置づけられ、2040年時点において、医療技術の高度化の進展を踏まえ、テクノロジーの活用により必要とされるサービスが適切に確保される水準の医療・介護サービスの生産性の向上を目指すこととされ、これにより、疾患情報を収集した疾患登録レジストリのネットワーク（クリニカル・イノベーション・ネットワーク（CIN））と法人の構築する医療情報データベース（MID-NET）を連携させ、治験・臨床研究や医薬品の開発、安全対策等に活用することが明示された。

- ・ 厚生労働省は、これらの施策の実務を担う法人の役割の重要性に鑑み、法人の業務運営の更なる効率化、質の向上及びガバナンス体制の強化に積極的に取り組んでいくことを期待している。